

プランターで始める

ガーデニング教室



市ホームページ▲

花の「寄せ植え」についての実習をまじえ、ガーデニングの初歩を学びます。

日時 6月30日(金) ①10時～ ②14時～ **申込み** 6月1日(木)～8日(木)に、上記二次元コード(市ホームページ)から又はFAXでお申し込みください。FAXの場合は、【教室名(6/30ガーデニング教室)、氏名(漢字・ふりがな)、住所、電話番号、希望の時間(①か②)】を明記してお申し込みください。※FAXでお申し込みの場合、確認のため送信後にお電話ください。※1回につき1人まで申込可能。※同一の方による複数回の申込みはできません。

会場 サウスピア1階 多目的室

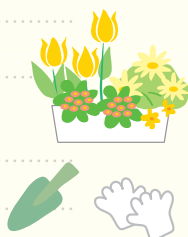
講師 石井 貴朗 氏
(有限会社ハイフラワー 代表取締役)

対象 市内在住、在勤又は在学の方

定員 各20人(応募多数の場合は抽選)

参加費 1,000円(苗・プランターの実費)

問合せ 南区コミュニティ課 ☎844・7130 ☎844・7271



6月のすこやか運動教室(一般介護予防事業)

どなたでもできる簡単な運動を行う教室です。
タオル・飲み物持参で直接会場へ。 ※雨天中止

開催日	会場	時間
6/13(火)、28(火)	谷田小学校	10:30～12:00
6/6(火)、20(火)	浦和競馬場	
6/13(火)、27(火)	神明丸公園	

対象/65歳以上の方

参加費/無料

問合せ/南区高齢介護課

☎844・7177 ☎844・7277

さいたま市南区のまちづくりは こちらからご覧ください。

『区のまちづくり』は、「区の将来像」の実現に向けて、今年度を実施する区及び局の主な取組について、区民の皆様様に説明するものです。
こちらから見られます。→



南区のまちづくり 検索

問合せ/南区総務課 ☎844・7123 ☎844・7270

便利で使える!ごみ分別アプリ

「これはもえるごみ?もえないごみ?」、「今日は古紙類の日だったのに出し忘れた!」…と困ってしまったことはありませんか?ごみ分別アプリなら、そんなお困りごとをサクッと解決!

ごみの出し方などについて市からお知らせする場合がありますが、アプリならプッシュ通知でいち早く最新情報を受け取れます。

無料でダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

すばやく検索!

ごみ分別辞典

出し忘れを防止!

アラート機能

見やすいカレンダー表示

収集日カレンダー

もう捨て方で迷いません

ごみの出し方

※英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語にも対応しています。

- いずれかの方法でダウンロードできます!
- 右の2次元コードを読み取ってダウンロード
 - 「App Store」または「Google Play」で「さいたま市ごみ分別アプリ」を検索してダウンロード



問合せ/市資源循環政策課 ☎829・1338 ☎829・1991



「**けんこう**教室」を開催します **全3回** (一般介護予防事業)

お口を清潔に保つ歯磨き方法、お口の体操、食事のバランスや栄養摂取の大切さなどについて学べる、盛りだくさんの教室です。

日時 ▶ **7月4日(火)、18日(火)、8月1日(火)** ※全3回
各9時30分～11時30分

会場 ▶ 武蔵浦和コミュニティセンター8階 第8・9集会室

対象 ▶ 市内在住で、65歳以上の方

定員 ▶ 20人(応募多数の場合は抽選)

申込み ▶ 6月16日(金)までに、参加申込書を南区高齢介護課へご提出ください。

※参加申込書は、申込期間中、南区高齢介護課の窓口にご設置します。

また、市ホームページでもダウンロードできます。



▲市ホームページ
はこちら

■ 問合せ
南区高齢介護課
TEL 844・7178
FAX 844・7277

関東総合通信局からのお知らせ

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、「みんな知ってる？電波の不正利用は犯罪なんだよ！」をスローガンに電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

<電波の3つのルール>

- ①無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ②電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ③外国規格の無線機にはご注意ください。



現在の技適マーク
(平成27年4月以降)



旧タイプの技適マーク
(平成27年3月まで)

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましょう。

問合せ／総務省 関東総合通信局

不法無線局による混信・妨害→電波利用環境課 TEL 03・6238・1939

テレビ・ラジオの受信障害→放送課 TEL 03・6238・1945

こんにちは **区長**です



●ヤングケアラーをご存知ですか

ヤングケアラーとは、家族や身近な人に対して、介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている18歳未満の子どものことです。ケアの中には、病気や障害がある家族に代わり家事を担う他、日本語が話せない家族や障害のある家族の為に通訳をすることや、心が不安定な家族の話を頻繁に聞いている等の感情的なケアも含まれます。

このような子どもたちの中には、孤独感やストレスなどがあっても、家族のことや生活のことを周囲の人には話さず、感じてくれている子どももいるため、孤立してしまうことが心配されます。ご近所や学校など、周りで困っている様子が目撃される子どもがいたら積極的に声掛けをお願いします。

ヤングケアラーご本人、またはヤングケアラーと思われる子どもを把握された方からのご相談は、支援課内の子ども家庭総合支援拠点で受け付けています。ぜひ、ご利用ください。

南区長 細井博明



子ども家庭総合支援拠点の前にて